

入札監理小委員会の審議結果報告

「国民生活センター相模原事務所の企画・管理 ・運営業務」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

- 本事業は、研修・宿泊者への対応及び施設貸出業務並びに食堂及び自動販売機の運営業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに研修・宿泊・食堂施設における公共サービスが円滑に実施されるよう、民間事業者の創意工夫を取り入れて効果的に実施することを目的とするものである。
- 事業期間は3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日まで）であり、今回で市場化テスト3期目である。

(2) 選定の経緯

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年8月10日）における独立行政法人の見直しを受けて、「施設・研修等分科会」及び有識者の会議におけるヒアリングを踏まえ、当事業を市場化テストとして導入することとなったことから、平成19年基本方針において選定したものである。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

(1) 「サービスの質の設定、(イ)稼働率の向上について、

①センターの研修業務等以外の目的による宿泊施設利用

②センターの研修業務等以外の目的による研修施設利用

の年間稼働率及び徴収料金額について、各々目標として設定した数値を達成していない点について、現状の評価では受託事業者に対する評価（責任）となっているが、今回の原因を突き詰めていくと、そもそも研修事業での宿泊部屋の利用数が想定の利用数を3倍以上上回り、その結果、利用空き部屋が不足したことから、外部利用の募集ができなかったという理由もあり、一概に受託事業者の責任とは言えない。

その点を踏まえ、対応・改善策を検討願いたい。

(2) また(1)の指摘に対し、「宿泊施設稼働率及び質が確保された場合は、委託費の増額を行う」と実施要項上に定めている点を踏まえ、受託事業者に対するインセンティブが少しでも発揮できるよう、年間稼働率及び徴収料金額についても、目標として設定した数値を見直すべきではないか。

- (3) 実施経費について市場化テスト実施前より増加しているが、この主たる理由は研修コースを従前の 20 から 70 に増加したことによりベッドメイク等の経費が増加したことによるものであるため、事業者の責任とは言いがたい。次期の評価においては、利用の増減によらずコスト比較ができるような方法について検討すべきではないか。

【対応】

- (1) 上記指摘に対しては、現在でも外部利用の問合せ・予約連絡が入った場合に、研修事業の宿泊室・研修室の使用見込み状況を、極力外部利用者に提供できる体制を取っているが、今以上に研修・宿泊施設の貸出・利用が図られるよう、「民間事業者が行う研修・宿泊施設の貸出について、問合せ・予約が入った時点でセンターと使用可能宿泊室・研修室を調整するものとする。」と追記した。(資料 5-2 : 4 頁)

- (2) 上記の点を踏まえ、①センターの研修業務等以外の目的による宿泊施設利用の稼働率については、平成 28 年度年間稼働率実績値、また、徴収料金額については、平成 28 年度宿泊室年間稼働室数実績値に所要の使用料金を乗じた額の各々 5% 増の目標値に変更した。また、従来、初年度と 2 年度以降に別けて目標値を設定していたが、年間（実施期間年）を通した目標値に変更した。

②センターの研修業務等以外の目的による研修施設利用の稼働率についても、上記同様に目標値を変更した。(資料 5-2 : 7~10 頁)

なお、①②双方について、目標値を超えた額の一定割合を事業者のインセンティブとして従前より設定している。

- (3) 次期評価においては利用の増減によらずコスト比較ができるような方法について検討する。

3. その他の修正変更について

- ・ 「2- (1) 対象公共サービスの詳細な内容—イ 対象業務の内容」の受付・案内業務について、「I. 建物維持管理業務」の来訪者対応と、「II. 研修・宿泊者への対応及び施設貸出業務仕様書」の研修・宿泊利用者対応を「II. 施設利用者への対応及び施設貸出業務」に統合・変更。(資料 5-2 : 2、3、27、34 頁)
- ・ 「2- (2) サービスの質の設定—イ (i) 基本的な方針」の食堂の利用について、食堂利用食数を、応札する事業者に必要な情報であるため、率表示よりわかりやすい年間食数に変更。(資料 5-2 : 6、7 頁)
- ・ 「2- (2) // (E) 稼働率の向上について」のセンター業務を含めた最大貸出対象研修施設数及び 1 日あたり貸出数について、受託事業者の利益向上を踏まえ、貸出対象研修施設数を 6 室 → 5 室、1 日あたり貸出数を 2 回 → 1 回に変更。(資料 5-2 : 8 頁)

- ・ 総合評価における評価項目及び企画書提案としてあらたに「ワーク・ライフ・バランス等の推進」を追加。(資料 5-2 : 13~16、92 頁)

4. 実施要項(案)の審議結果について

実施要項(案)の修正に至る意見はなかったが、以下の点について委員から質問があり、国民生活センターより回答があった。

- ・ センター施設の利用率向上の一環として、外部のセミナー事業者等と提携してセミナーを企画し、集客を図ることは可能なのか。可能であるならば、説明会等において周知することが望ましいのではないか。
→ もちろん可能であり、利用率向上の一環として推進しているところである。説明会等における周知も検討する。

5. パブリック・コメントで出された意見への対応について

○ 平成 29 年 9 月 29 日から 10 月 18 日までパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以上